

資料 1

令和 8 年 壱岐市議会定例会 1 月会議

議 案 関 係 資 料

(改正条例新旧対照表)

目 次

議案第1号関係	
壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表	1
議案第2号関係	
壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例新旧対照表	3
議案第3号関係	
壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表	5

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例【第1条関係】

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第6条まで (略) (期末手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段の規定の適用を受ける者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前、6月以内の期間内におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>以 下 (略)</p>	<p>第1条から第6条まで (略) (期末手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段の規定の適用を受ける者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前、6月以内の期間内におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>以 下 (略)</p>	

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例【第2条関係】

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
第1条から第6条まで (略) (期末手当) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段の規定の適用を受ける者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の177.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前、6月以内の期間内におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 以 下 (略)	第1条から第6条まで (略) (期末手当) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段の規定の適用を受ける者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、基準日以前、6月以内の期間内におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 以 下 (略)	

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例【第1条関係】

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条及び第2条 (略) (手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に、その額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、壱岐市職員の給与に関する条例（平成16年壱岐市条例第41号）第30条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。</p> <p>以 下 (略)</p>	<p>第1条及び第2条 (略) (手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に、その額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、壱岐市職員の給与に関する条例（平成16年壱岐市条例第41号）第30条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とする。</p> <p>以 下 (略)</p>	

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例【第2条関係】

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
第1条及び第2条 (略) (手当) 第3条 (略) 2 前項の期末手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に、その額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、壱岐市職員の給与に関する条例（平成16年壱岐市条例第41号）第30条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の177.5</u> 」とする。 以下 (略)	第1条及び第2条 (略) (手当) 第3条 (略) 2 前項の期末手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に、その額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、壱岐市職員の給与に関する条例（平成16年壱岐市条例第41号）第30条第2項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とする。 以下 (略)	

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例【第1条関係】

壱岐市職員の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第14条まで (略) (通勤手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につきそれぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</p> <p>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,000円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>12,900円</u></p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>15,800円</u></p>	<p>第1条から第14条まで (略) (通勤手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につきそれぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</p> <p>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,300円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,400円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>13,500円</u></p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>16,600円</u></p>	

(3) (略) 3~6 (略) 第16条から第27条まで (略) (宿日直手当)	(3) (略) 3~6 (略) 第16条から第27条まで (略) (宿日直手当)
第28条 正規の勤務時間外の時間、職員勤務時間条例第3条及び第10条に規定する日に本来の勤務に従事しないで、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受、発送及び庁内の監視を命ぜられた職員には、その勤務1回につき <u>4,400円</u> を支給する。ただし、勤務時間が5時間未満の場合には、その勤務1回につき <u>2,200円</u> を宿日直手当として支給する。	第28条 正規の勤務時間外の時間、職員勤務時間条例第3条及び第10条に規定する日に本来の勤務に従事しないで、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受、発送及び庁内の監視を命ぜられた職員には、その勤務1回につき <u>4,700円</u> を支給する。ただし、勤務時間が5時間未満の場合には、その勤務1回につき <u>2,350円</u> を宿日直手当として支給する。
2 (略) (管理職員特別勤務手当)	2 (略) (管理職員特別勤務手当)
第29条 (略) (期末手当)	第29条 (略) (期末手当)
第30条 (略)	第30条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合は100分の125</u> 、 <u>12月に支給する場合には100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)~(4) (略)	(1)~(4) (略)
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。
4~6 (略)	4~6 (略)
第31条及び第32条 (略)	第31条及び第32条 (略)

(勤勉手当)

第33条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長又は任命権者が市長と協議の上、別に規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

以 下 (略)

(勤勉手当)

第33条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長又は任命権者が市長と協議の上、別に規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額

以 下 (略)

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例【第2条関係】

壱岐市職員の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
第1条から第29条まで (略) (期末手当)	第1条から第29条まで (略) (期末手当)	
第30条 (略)	第30条 (略)	
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	
<u>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。</u>	<u>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。</u>	
4～6 (略)	4～6 (略)	
第31条及び第32条 (略) (勤勉手当)	第31条及び第32条 (略) (勤勉手当)	
第33条 (略)	第33条 (略)	
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長又は任命権者が市長と協議の上、別に規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長又は任命権者が市長と協議の上、別に規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日	

現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額

以 下 (略)

現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分106.25を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

以 下 (略)

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例【第3条関係】

壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考																				
<p>第1条から第6条まで (略) (給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第29条第1項、第30条第2項及び第33条第2項の規定の適用については、給与条例第29条第1項中「以下「管理職員」」とあるのは「壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第30条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第33条第2項中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 (略) 附 則 1・2 (略)</p> <p>別表 (第6条関係)</p> <p>特定任期付職員給料表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>392,000円</td></tr> <tr> <td>2</td><td>440,000円</td></tr> <tr> <td>3</td><td>492,000円</td></tr> <tr> <td>4</td><td>555,000円</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	392,000円	2	440,000円	3	492,000円	4	555,000円	<p>第1条から第6条まで (略) (給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第29条第1項、第30条第2項及び第33条第2項の規定の適用については、給与条例第29条第1項中「以下「管理職員」」とあるのは「壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第30条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第33条第2項中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 (略) 附 則 1・2 (略)</p> <p>別表 (第6条関係)</p> <p>特定任期付職員給料表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>405,000円</td></tr> <tr> <td>2</td><td>455,000円</td></tr> <tr> <td>3</td><td>508,000円</td></tr> <tr> <td>4</td><td>574,000円</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	405,000円	2	455,000円	3	508,000円	4	574,000円	
号給	給料月額																					
1	392,000円																					
2	440,000円																					
3	492,000円																					
4	555,000円																					
号給	給料月額																					
1	405,000円																					
2	455,000円																					
3	508,000円																					
4	574,000円																					

以 下 (略)

以 下 (略)

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例【第4条関係】

壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第6条まで (略) (給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第29条第1項、第30条第2項及び第33条第2項の規定の適用については、給与条例第29条第1項中「以下「管理職員」」とあるのは「壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第30条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第33条第2項中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」とする。</p> <p>以 下 (略)</p>	<p>第1条から第6条まで (略) (給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第29条第1項、第30条第2項及び第33条第2項の規定の適用については、給与条例第29条第1項中「以下「管理職員」」とあるのは「壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第30条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、給与条例第33条第2項中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」とする。</p> <p>以 下 (略)</p>	

令和7年度1月補正予算（案）概要

- | | |
|----------------|------|
| 1. 各会計予算額一覧 | 1 |
| 2. 1月補正予算の主要事業 | 2~3 |
| 3. 繰越明許費 | 4~5 |
| 4. 参考資料 | 6~10 |



高 岐 市

令和7年度壱岐市各会計予算額一覧

○一般会計、特別会計

(単位:千円)

会 計 名		現計予算額	1月補正予算額(案)	補正後予算額(案)
一 般 会 計		27,035,671	886,816	27,922,487
特別会計	国民健康保険事業特別会計	事業勘定 診療施設勘定 計	3,308,105 50,260 3,358,365	377 377 3,358,742
	後期高齢者医療事業特別会計		446,292	446,292
	介護保険事業特別会計	保険事業勘定 介護サービス事業勘定 計	3,882,572 30,532 3,913,104	2,585 521 3,106
	三島航路事業特別会計		142,785	4,143
	農業機械銀行特別会計		163,387	163,387
	合 計		8,023,933	7,626
	一般会計、特別会計の合計		35,059,604	894,442
				35,954,046

○企業会計

(単位:千円)

会 計 名	内 訳	現計予算額	1月補正予算額(案)	補正後予算額(案)
水道事業会計	収益的収入	731,850	△320	731,530
	収益的支出	822,711	△3,019	819,692
	資本的収入	255,820		255,820
	資本的支出	471,891		471,891
下水道事業会計	収益的収入	394,116	80	394,196
	収益的支出	403,251	939	404,190
	資本的収入	151,089		151,089
	資本的支出	198,143		198,143

令和7年度1月補正予算の主要事業

【壱岐市総合計画（第4次）における基本目標】
 1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
 2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
 3 未来を育む子育てと学びの島
 4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
 5 持続可能な社会基盤が安全な暮らしを守る島
 6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				第4次 総合計画 (政策) (主要施策)	100の 政策	新規 事業	事業内容	所 属 予算書 ページ						
					特定財源														
					国費	県費	地方債	その他											
2 総務費	会計管理費	17,305	12,265	29,570	0	0	11,000	0	1,265		●	●事業の背景・目的等 各庁舎に自動販売機を設置することで、現金の取り扱いにかかる窓口業務の改善および利用者の利便性向上を図る。	会計課						
	1 総務管理費						デジタル活用推進事業費					●事業内容 自動販売機（キャッシュレス機能付）整備事業 ①自動販売機（キャッシュレス機能付） → 4台（各庁舎1台） ②モバイル端末（キャッシュレス機能一体型） → 3台（湯本・瀬賀・箱崎事務所）	P18~19						
2 総務費	重点支援事業費（上下水道課）	0	254,178	254,178	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	0	0	0	0		●	●事業の背景・目的等 エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援を実施し、市民生活の安定と市内経済の活性化を図る。	上下水道課						
	1 総務管理費											●事業内容 <物価高騰対応生活応援給付金事業> 物価高騰の影響を受けている市民生活の安定を図るために、水道料金等の負担軽減による消費下支えとして、住民1人あたり1万円の生活応援給付金を支給する。 ○支給対象 令和8年1月1日時点において本市に住民登録のある住民 ○給付額 住民1人あたり1万円 ○給付時期 令和8年3月下旬以降 ○事業費 給付金 232,640千円、事業費 21,538千円	P18~19						
	13 物価高騰対応重点支援事業費																		
	重点支援事業費（商工振興課）	0	216,563	216,563	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	116,563	100,000	ながさき消費拡大・地元企業応援事業費補助金	0	0	●	●事業の背景・目的等 エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援を実施し、市民生活の安定と市内経済の活性化を図る。	商工振興課						
												●事業内容 <消費下支えプレミアム付き商品券発行事業> 物価高騰の影響を受けている市民生活の安定と市内経済の活性化を図るためにプレミアム付き商品券を発行する。	P18~19						
												○発行内容 4,000円分の商品券を2,000円で販売（プレミアム率100%） ○販売総数 100,000セット（1人5セットまで購入可能） ○販売期間 令和8年4月以降 ○事業費 発行事業費 215,319千円、事業費 1,244千円							

令和7年度1月補正予算の主要事業

【壱岐市総合計画（第4次）における基本目標】
 1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
 2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
 3 未来を育む子育てと学びの島
 4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
 5 持続可能な社会基盤が安全な暮らしを守る島
 6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				第4次 総合計画 (政策) (主要施策)	100の 政策	新規 事業	事業内容	所属 予算書 ページ						
					特定財源														
					国費	県費	地方債	その他											
5 農林水産業費	県営事業費	53,284	19,359	72,643	0	0	19,100	0	259				●事業の背景・目的等 農地・農業用施設等の基盤整備を推進し、営農環境の維持・保全を図る。	農林課					
1 農業費							補正予算債						●事業内容 国の補正予算に伴う県営事業に係る地元負担金	P34~37					
5 農地費													①県営圃場整備事業負担金(木田地区) ②県営老朽ため池整備事業負担金(壱岐・和田・壱岐2期地区) ③農業水路等長寿命化・防災減災事業負担金(郷ノ浦第2地区)						
6 団体営事業費	49,800	27,900	77,700	0	21,700	6,200	0	0					●事業の背景・目的等 老朽化した農業用水利施設の基盤整備を推進し、営農環境の維持・保全を図る。	農林課					
					農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金	補正予算債							●事業内容 国の補正予算に伴う農業用水路等長寿命化・防災減災対策事業（農業水利施設ストックマネジメント事業）を活用し、地元土地改良区が実施する配水管等の整備に対して支援する。	P34~37					
													農業水利施設ストックマネジメント事業補助金 ①郷ノ浦第3地区 ②芦辺第3地区						
7 土木費	道路改良費（補助）	278,184	190,718	468,902	131,595	0	59,100	0	23				●事業の背景・目的等 道路の改良・整備・道路防災安全対策等の道路インフラの整備を行うことにより、住民の快適で安全・安心な環境づくりを推進する。	建設課					
2 道路橋りょう費					社会資本整備総合交付金 131,100	補正予算債									P38~39				
3 道路橋りょう新設改良費					道路メンテナンス事業費補助金 495								●事業内容 国の補正予算に伴い、道路改良及び防災対策等の整備を行う。						
													①1級市道黒崎線（新田工区）他2路線・道路改良事業 ②2級市道住吉長崎線（住吉前工区）他3路線・道路防災安全事業 ③級市道住吉船橋線（矢良橋）他1橋・橋梁補修事業						

■一般会計・繰越明許費 追加（詳細）

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	完了予定	繰 越 理 由
2 総務費	1 総務管理費	自動釣銭機（キャッシュレス機能付）整備事業	12,265	R8.7.31	現金取り扱い窓口業務の改善が急務であるが、機器整備の契約締結から整備完了までに一定の期間を要するため。
		物価高騰対応生活応援給付金事業	254,178	R8.6.30	国の補正予算に伴う物価高騰対策として実施するものであるが、準備から給付までに期間を要するため。
		消費下支えプレミアム付き商品券発行事業	216,563	R8.12.28	国の補正予算に伴う物価高騰対策として実施するものであるが、準備から実施・換金等に期間を要するため。
4 衛生費	2 清掃費	勝本自給肥料供給センター貯留槽制御盤機器類更新工事	2,924	R9.3.31	更新予定であった機器類が半導体の部品供給不足等により、製造に想定以上の日数を要するため。
5 農林水産業費	1 農業費	県営圃場整備事業	14,353	R9.3.31	国の補正予算により実施するものであり、県営事業の繰り越しにより地元負担金についても繰り越す必要があるため。
		県営老朽ため池整備事業	3,420	R9.3.31	国の補正予算により実施するものであり、県営事業の繰り越しにより地元負担金についても繰り越す必要があるため。
		農業水路等長寿命化・防災減災事業	1,586	R9.3.31	国の補正予算により実施するものであり、県営事業の繰り越しにより地元負担金についても繰り越す必要があるため。
		農業水利施設ストックマネジメント事業	27,900	R9.3.31	国の補正予算により実施するものであり、事業主体の年度内工事完了が困難であり事業費補助金についても繰り越す必要があるため。
合 計			533,189		

■一般会計・繰越明許費 変更（詳細）

(単位：千円)

款	項	事業名	変更前	変更後	金額	完了予定	変更理由
7 土木費	2 道路橋りょう費	道路改良費（補助）	30,100	220,818	190,718		
					40,000	R8.9.30	①1級市道黒崎線（新田工区） 国の補正予算により実施するものであり、工事契約が令和8年2月となり標準工期の確保が困難であるため。
					50,000	R8.9.30	②1級市道錦線（南工区） 国の補正予算により実施するものであり、工事契約が令和8年2月となり標準工期の確保が困難であるため。
					20,000	R8.9.30	③2級市道左京鼻線（諸吉本村工区） 国の補正予算により実施するものであり、工事契約が令和8年2月となり標準工期の確保が困難であるため。
					10,000	R8.9.30	④2級市道住吉長峰線（住吉前工区） 国の補正予算により実施するものであり、工事契約が令和8年2月となり標準工期の確保が困難であるため。
					40,000	R8.9.30	⑤1級市道新郷ノ浦港線（郷ノ浦トンネル） 国の補正予算により実施するものであり、工事契約が令和8年2月となり標準工期の確保が困難であるため。
					10,000	R8.9.30	⑥2級市道半城里線（大浦工区） 国の補正予算により実施するものであり、工事契約が令和8年2月となり標準工期の確保が困難であるため。
					20,000	R8.9.30	⑦2級市道大石湯岳線（中野郷東工区） 国の補正予算により実施するものであり、工事契約が令和8年2月となり標準工期の確保が困難であるため。
					383	R8.9.30	⑧1級市道住吉船橋線（矢良橋） 国の補正予算により実施するものであり、工事契約が令和8年2月となり標準工期の確保が困難であるため。
					335	R8.9.30	⑨市道松崎新田13号線（幸ノ元橋） 国の補正予算により実施するものであり、工事契約が令和8年2月となり標準工期の確保が困難であるため。
合 計			30,100	220,818	190,718		

令和7年度予算 参考資料

(1月補正予算)

物価高騰対応生活応援給付金事業

上下水道課



「「強い経済」を実現する総合経済対策」に係る重点支援地方交付金の推奨事業
メニューを活用し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や
事業者への支援の一環として、「物価高騰対応生活応援給付金事業」を実施します。

【事業概要】

水道料金等の負担軽減による消費下支えのため、住民一人当たり10,000円の生活
応援給付金を支給します。

・支給対象者

令和8年1月1日時点において、本市に住民登録のある全ての住民

・給付額

住民一人当たり10,000円(※世帯単位で合算した給付額を振り込みます。)

・給付方法

プッシュ型での口座振込等による給付を含め、速やかな支援の実施に努めます。

・給付時期

3月下旬頃から通知等を発送し、順次給付を開始する予定です。

※市に口座情報がない方は、受取口座等の申請手続きを行っていただき、受取
口座の登録後の給付となります。

・その他

振り込め詐欺にご注意ください。市職員等がATM(現金自動預払機)の操作を
お願いすることや支給のための手数料などの振込を求めるることは絶対にありません。

(生活者支援)

- ①食料品の物価高騰に対する特別加算
- ②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援
- ③物価高騰に伴う子育て世帯支援
- ④消費下支え等を通じた生活者支援
- ⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

1月補正予算額 254,178千円

エネルギー・食料品価格等の物価高騰
の影響を受けた生活者等に対する支援
として、水道料金等の負担軽減による
消費下支えのため、住民一人当たり1万
円の生活応援給付金を支給します。

(単位:千円)

	予算額	254,178
財源内訳	国庫支出金	254,178
	県支出金	
	地方債	
	その他	
	一般財源	0
備考		

消費下支えプレミアム付き商品券発行事業

商工振興課



「強い経済」を実現する総合経済対策に係る重点支援地方交付金の推奨事業メニューを活用し、長引く物価高騰の影響を受けている生活者や事業者への支援の一環として、「消費下支えプレミアム付き商品券発行事業」を実施します。

【事業概要】

食品・生活用品等の長引く高騰に悩む市民生活の下支えのため、プレミアム付き商品券を発行し、併せて消費拡大による商工事業者支援と地域経済の活性化を図ります。

・発行内容

4,000円分の商品券を2,000円で販売(プレミアム率100%)

・販売総数

100,000セット(ひとり5セットまで購入可能)

・発行総額

400,000千円(販売額 200,000千円、プレミアム分 200,000千円)

・販売期間

令和8年4月以降

・利用期間

販売開始から6か月間

・換金期間

利用期間終了から1か月間

(生活者支援)

- ①食料品の物価高騰に対する特別加算
- ②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援
- ③物価高騰に伴う子育て世帯支援
- ④消費下支え等を通じた生活者支援
- ⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

1月補正予算額 216,563千円

長引く物価高騰の影響を受けている生活者や事業者支援を行い、地域経済の活性化を図るため、プレミアム付き商品券を発行します。

(単位:千円)

	予算額	216,563
	国庫支出金	116,563
財源内訳	県支出金	100,000
	地方債	
	その他	
	一般財源	0
	備考	

「『強い経済』を実現する総合経済対策」に係る重点支援地方交付金の推奨事業メニューを活用し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援として、

- ・物価高騰対応生活応援給付金事業
- ・消費下支えプレミアム付き商品券発行事業

に加え、以下の事業を実施します。

○物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するため、市内小中学校における学校給食費への支援を行います。

○農林水産業における物価高騰対策支援

エネルギー・資材等の物価高騰の影響を受けた農業者及び漁業者に対して、燃油・資材・飼料等の購入費用の支援を行います。

※これらの支援は令和8年度当初から速やかに実施し、先行する給付金事業、商品券事業と合わせて、切れ目のない支援を実施します。

重点支援地方交付金（推奨事業メニュー）

（生活者支援）

- ①食料品の物価高騰に対する特別加算
- ②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援
- ③物価高騰に伴う子育て世帯支援
- ④消費下支え等を通じた生活者支援
- ⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

（事業者支援）

- ⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備
- ⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
- ⑧農林水産業における物価高騰対策支援
- ⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
- ⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

基本目標6

効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

新規

自動釣銭機(キャッシュレス機能付)整備事業

会計課

(単位:千円)

先般発生した不祥事の再発防止に取り組むため、公金の取り扱いが多い4庁舎に自動釣銭機を設置することで、職員の現金取り扱いをなくし、適正な現金管理を行う。また、設置により市役所窓口に派遣されている銀行職員による業務の見直し及びその経費負担の増加を見据えた対応が可能となることから、派遣業務廃止に向けた取り組みを進める。

さらに、県下では本市のみが取り扱っている収入証紙については廃止を進めるとともに、市民の利便性及び満足度の向上を図るため、キャッシュレス決済が可能な端末機器の設置を進める。

	予算額	12, 265
	国庫支出金	
	県支出金	
	地方債	11, 000
	その他	
財源内訳	一般財源	1, 265
	備考	

【自動釣銭機設置イメージ】



会計課窓口および各庁舎窓口に自動釣銭機(キャッシュレス機能付)を設置する。

自動釣銭機(キャッシュレス機能付)を設置することで、現金取扱いにかかる窓口業務の改善・利用者においては支払方法を選択することができ、双方の利便性が高まる。また、支所においては収入証紙の廃止に伴って窓口と出納室を往来する必要がなくなり、一つの窓口で完結させることで手続きのスマート化にもつながる。

【事業概要】自動釣銭機(キャッシュレス機能付) 4台（各庁舎1台）

モバイル端末(キャッシュレス機能一体型) 3台（湯本・那賀・箱崎事務所）

【事業費】機器導入費(初期設定・設置費等含む) 12, 265千円

○デジタル活用推進事業債の活用

充当率90% 交付税措置50%

条例等参考資料
総務部 総務課

議案第1号

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の概要

国家公務員の特別職等の給与に関する取扱いの状況等を踏まえ、議会議員の期末手当の支給率について改定を行う。

2 主な改正内容

一般職に準じて期末手当の支給率改定（0.05月分引き上げ）

※年間 3.45月 → 3.50月 (0.05月増)

(現 行) 6月 1.725月 12月 1.725月

(改正後) 6月 1.725月 12月 1.775月 [第1条関係]

(R8年度) 6月 1.750月 12月 1.750月 [第2条関係]

[単位：月数]

		6月期	12月期	年間合計
令和7年度	期末手当	1.725	(+0.050) <u>1.775</u>	(+0.050) <u>3.500</u>
令和8年度 以降	期末手当	<u>1.750</u>	<u>1.750</u>	3.500

3 施行日

ア 第1条関係

公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用

イ 第2条関係

令和8年4月1日から施行

条例等参考資料
総務部 総務課

議案第2号

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について

1 改正の概要

国家公務員の特別職等の給与に関する取扱いの状況等を踏まえ、壱岐市長、副市長及び教育長の期末手当の支給率について改定を行う。

2 主な改正内容

一般職に準じて期末手当の支給率改定（0.05月分引き上げ）

※年間3.45月 → 3.50月 (0.05月増)

(現 行) 6月 1.725月 12月 1.725月

(改正後) 6月 1.725月 12月 1.775月 [第1条関係]

(R8年度) 6月 1.750月 12月 1.750月 [第2条関係]

[単位：月数]

		6月期	12月期	年間合計
令和7年度	期末手当	1.725	(+0.050) <u>1.775</u>	(+0.050) <u>3.500</u>
令和8年度 以降	期末手当	<u>1.750</u>	<u>1.750</u>	3.500

3 施行日

ア 第1条関係

公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用

イ 第2条関係

令和8年4月1日から施行

議案第3号

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

1 改正の概要

国家公務員の給与等に関する勧告に基づく国の給与改定に伴い、本市職員の給与等について所要の改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正 [第1条関係]

ア 通勤手当の現行の距離区分の支給額を改定する。(第15条関係)

10km以上15km未満 ※ (7,100円→7,300円)

15km以上20km未満 ※ (10,000円→10,400円)

20km以上25km未満 ※ (12,900円→13,500円)

25km以上30km未満 ※ (15,800円→16,600円)

イ 宿日直手当を改定する。(第28条関係) ※ (4,400円→4,700円)

ウ 期末手当の支給割合を改定する。(第30条関係) ※ (2.5月→2.525月)

定年前再任用短時間勤務職員の支給割合の改定 ※ (1.4月→1.425月)

エ 勤勉手当の支給割合を改定する。(第33条関係) ※ (2.1月→2.125月)

定年前再任用短時間勤務職員の支給割合の改定 ※ (1月→1.025月)

オ 行政職給料表を全部改正する。(別表第1関係)

カ 海事職給料表を全部改正する。(別表第2関係)

キ 教育職給料表を全部改正する。(別表第3関係)

ク 医療職給料表を全部改正する。(別表第4関係)

(2) 壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正 [第2条関係]

ア 期末手当の支給割合(令和8年度以降)を均等に改定する。(第30条関係)

定年前再任用短時間勤務職員の支給割合も均等に改定

イ 勤勉手当の支給割合(令和8年度以降)を均等に改定する。(第33条関係)

定年前再任用短時間勤務職員の支給割合も均等に改定

【改定内容（支給月数）】年間4.60月分→4.65月分 (+0.05月分)

区 分	6月支給	12月支給
令和7年度		
期末手当	1.25月(支給済み)	1.275月(現行1.25月)
勤勉手当	1.05月(支給済み)	1.075月(現行1.05月)

令和8年度以降		
期末手当	<u>1.2625月</u>	<u>1.2625月</u>
勤勉手当	<u>1.0625月</u>	<u>1.0625月</u>

- (3) 壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正 [第3条関係]
- ア 期末手当の支給割合を改定する。(第7条関係) ※ (1.90月→1.925月)
 - イ 勤勉手当の支給割合を改定する。(第7条関係) ※ (1.75月→1.775月)
 - ウ 特定期付職員給料表を増額改定する。(別表関係)
- (4) 壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正 [第4条関係]
- ア 期末手当の支給割合(令和8年度以降)を均等に改定する。(第7条関係)
 - イ 勤勉手当の支給割合(令和8年度以降)を均等に改定する。(第7条関係)

【改定内容(支給月数)】特定任期付職員

区分	6月支給	12月支給
令和7年度		
期末手当	0.95月	<u>0.975月</u>
勤勉手当	0.875月	<u>0.90月</u>
令和8年度以降		
期末手当	<u>0.9625月</u>	<u>0.9625月</u>
勤勉手当	<u>0.8875月</u>	<u>0.8875月</u>

3 施行日

- ア 第1条関係及び第3条関係
公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用
- イ 第2条関係及び第4条関係
令和8年4月1日から施行

本年の給与勧告のポイント①

月例給

民間と公務の本年4月分給与を調査。主な給与決定要素を同じくする者同士を比較《令和7年4月実施》

民間給与との較差(*) 15,014円（3.62%）を解消するため次のとおり改定

*いわゆる「ペア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約5.1%の給与改善

✓ 債給

- ▶ 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ

【総合職(大卒)】 242,000円 (+5.2%、+12,000円) 【一般職(大卒)】 232,000円 (+5.5%、+12,000円)

【一般職(高卒)】 200,300円 (+6.5%、+12,300円) 本府省採用の総合職(大卒)は30万円を超える初任給に(301,200円)

- ▶ 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定

※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、1級[係員] 5.2%、2級[主任等] 4.2%、全体 3.3%

✓ 本府省業務調整手当

- ▶ 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給

- ▶ 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ

✓ 特地勤務手当等

- ▶ 特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当と他の手当との減額調整の廃止等

※ 改定の内訳：俸給 10,975円 本府省業務調整手当 2,568円 特地勤務手当等 72円 はね返り分(*) 1,399円 *俸給の改定により諸手当の額が増減する分

ボーナス

直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給割合と公務の年間の支給月数を比較《令和7年4月実施》

- ▶ 民間の支給割合 4.65月

- ▶ 公務の平均支給月数 現行 4.60月

- ▶ 民間の支給状況に見合うよう引上げ

年間4.60月分→4.65月分(+0.05月分)

- ▶ 引上げ分は、期末手当及び勤勉手當に

0.025月分ずつ均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和7年度 期末手当 勤勉手当	1.25月 (支給済み)	1.275月 (現行1.25月)
	1.05月 (支給済み)	1.075月 (現行1.05月)
8年度 期末手当 以降 勤勉手当	1.2625月	1.2625月
	1.0625月	1.0625月